

# 紙入札参加届

1 発注物件名 令和7年度留萌南部森林管理署レンタカー単価契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由（いずれかに○印を付す）

ア 電子調達システム申請したが、審査手続中であり承認が入札日に間に合わないため。  
（申請日：令和 年 月 日）

イ 電子調達システムの利用に必要な機材の調達が入札日まで間に合わないため。  
（調達予定日：令和 年 月 日）

ウ その他（具体的に記載）

上記のとおり、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札で参加をいたします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和7年6月 日
- 2 件 名 令和7年度留萌南部森林管理署レンタカー単価契約
- 3 入札に関する一切の件、契約締結並びに請印の件、  
その他契約締結に関する一切の件、納車並びに引き渡しの件、  
代金の請求及び納入に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

分任支出負担行為担当官  
留萌南部森林管理署長 藪 弘道 殿

# 入札書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
留萌南部森林管理署長 藪 弘道 殿

（入札者）  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
（代理人）  
氏 名

¥ \_\_\_\_\_

ただし、令和7年度留萌南部森林管理署レンタカー単価契約の代金

内訳は別紙「入札内訳書」のとおり

上記のとおり、入札公告、入札心得、仕様書を承諾の上、入札します。

## （注意事項）

- 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

別紙

## 入札内訳書

物件の名称：令和7年度留萌南部森林管理署レンタカー単価契約

入札書金額の内訳

品名	納車場所	予定日数	単価	金額
トラック (1～2 t車)	留萌南部森林管理署	4日	円/日	円
ミニバン (2,000cc)	留萌南部森林管理署	10日	円/日	円
計＝入札書金額				円

1. 取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない。
2. 日単価は8時間の賃料とする。

# 単 価 契 約 書 (案)

- 品 名 令和7年度留萌南部森林管理署レンタカー単価契約
- 契 約 金 額 等  
(1) 予 定 総 契 約 金 額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)  
(2) 予 定 数 量 及 び 単 価 別紙単価内訳書のとおり
- 引 渡 場 所 留萌市沖見町2丁目71番地1 留萌南部森林管理署
- 契 約 期 間 自 契約締結時の翌日  
至 令和8年 3月31日
- 仕 様 書 等 別紙のとおり
- 契 約 保 証 金 免除する

上記契約について、借借人 分任支出負担行為担当官 留萌南部森林管理署長 藪弘道（以下「甲」という。）と、貸貸人（以下「乙」という。）との間において、次の条件により物品賃貸借契約を締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

(甲) 借借人 留萌市沖見町2丁目71番地1  
分任支出負担行為担当官  
留萌南部森林管理署長 藪 弘道

(乙) 貸貸人

# 単価内訳書

	品名 (要求書記入)	予定日数	単価 (消費税を含まない価格)	摘要 (納車場所)
日単価	トラック (1～2 t 車)	4 日		留萌南部森林管理署
日単価	ミニバン (2,000cc)	10 日		留萌南部森林管理署

1. 上記予定日数は見込みであり最低発注日数を保証するものではない。
2. 消費税及び地方消費税は、別途加算する。
3. 日単価は8時間の賃料とする。

# 契 約 条 件

## (総 則)

第1条 賃借人（以下「甲」という）及び賃貸人（以下「乙」という）は、契約書記載の物品賃貸借契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約条件に基づき、別紙仕様書に従い、これを履行しなければならない。

## (契約保証金)

第2条 契約保証金は免除する。

## (権利義務の譲渡等)

第3条 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は賃借物品を転貸してはならない。

2 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、あらかじめ書面により、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

## (検査及び引渡し)

第4条 甲は、当該物品の必要の都度、乙に対し当該物品賃借の要求書を交付する。

2 乙は、納入に際し、乙は甲の定める日時に立ち合いのうえ甲の定める検査を受けなければならない。

3 甲は、前項の検査を納入日から起算して10日以内に終えなければならない。

4 甲は、乙が第1項の検査に立ち会わないときは、検査の結果について乙の異議の申立てを認めないものとする。

5 甲は、検査に合格したときは、乙から当該物品の引渡しを受けるものとする。

6 乙は、第1項の検査に合格しないときは、甲の指示する期間内に良品との交換又は補修を行わなければならない。この場合の交換又は補修後の納入については、前4項の規定を準用するものとする。

## (危険負担)

第5条 前条第5項の引渡しの前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

## (賃貸料の請求)

第6条 乙は、当該月分の賃貸料を翌月の10日までに、甲に対して請求するものとする。

## (賃貸料の支払)

第7条 甲は、前条の規定により適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に当該請求金額を乙に対して支払うものとする。

2 甲がその責めに帰する理由により第4条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査が終了した日までの期間を約定期間から差し引くものとする。この場合に差し引く日数が約定期間を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

## (保守等)

第8条 物品の引渡し後に発見された瑕疵については、乙は甲に対して責を負わないものとする。この場合に、甲は、乙が売主に対し取得する権利を、乙から譲り受けるものとする。

2 甲は使用上必要な部品等の交換及び補修等を自己の負担において行うものとする。ただし、別に約定しているときは、この限りではない。

(賃借物品の現状変更)

第9条 甲は賃借物品の設置場所の変更又は他の機械器具の取付け等の現状変更を行おうとする時は、あらかじめ乙の承認を得なければならない。

(保険加入)

第10条 乙は賃借物品について契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険(仕様書で別に指定している場合は当該保険)に加入するものとする。

2 甲は、保険事故が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第11条 乙の責めに帰する理由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、乙は、甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、特に約定をしている場合を除き、納入期限の翌月から検査の合格の日までの日数に応じ、遅延日数1日について契約金額(分割払いのときは当該分割金額)の1,000分の2に相当する額とする。ただし、遅延日数は、検査に要した日数を除くものとする。

3 甲の責めに帰する理由により、第7条第1項に規定する支払いが遅れたときは、支払い期限の翌日から起算した遅延日数に応じて政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定による遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号の何かに該当すると場合は、この契約の一部又は全部を、解除することができる。この場合は違約金として、乙は予定金額(予定数量に契約単価を乗じた金額)の100分10に相当する金額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) この契約に関し、不正行為をしたと甲が認めたとき。

(3) 天災その他不可抗力以外の理由により、契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項及び第2項に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

(特約事項)

第13条 この契約における特約事項は別紙1及び別紙2のとおりとする。

(契約外の事項)

第14条 この契約書に定めない事項については、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第15条 本契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項の規定する第三者については、甲、乙、協議のうえ選定するものとする。

# 仕 様 書

## 1 賃貸借物件

品 名 : トラック (1~2トン)  
規 格 : 三方開き、4WD、荷台規格 3,100\*1,600mm 前後  
納 入 場 所 : 留萌南部森林管理署  
レンタル方式 : 日単位  
予 定 日 数 : 4日

品 名 : ミニバン (2,000cc クラス、スライドドア)  
規 格 : 4WD、AT、8人乗り、カーナビ付き、ETC付き  
納 入 場 所 : 留萌南部森林管理署  
レンタル方式 : 日単位  
予 定 日 数 : 10日

## 2 契約期間

契約締結日の翌日から 令和8年3月31日の間の随時とする。  
なお、日単位の借受は「1日8時間」とし、合計日数で14日程度の予定。  
予定日数等は見込みであり、最低発注日数を保証するものではない。

## 3 引渡場所

留萌南部森林管理署 留萌市沖見町2丁目71番地1

## 4 任意保険

- ① 車両保険 時価
- ② 対人賠償 無制限
- ③ 対物賠償 無制限 (免責0円)
- ④ 人身障害 3,000万円

## 5 自己負担等

事故に伴う車両修理費は、車両所有者(乙)の負担とする。

ただし、修理期間中の休業補償として、使用者(甲)は、車両所有者(乙)に対して

- ① 当該車両を車両所有者に自走で返還する場合は2万円
- ② ①以外で返還する場合は5万円を補償するものとする。

## 6 維持管理等

必要とする経費のうち、賃借料のほか燃料及びパンク修理代のみ使用者(甲)の負担とし、これら以外は車両所有者(乙)の負担とする。

なお、引継ぎ時の燃料は容器内に100%とする。

## 7 その他

上記以外の事項については、別途協議する。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第 1 条 借受人（以下「甲」という）は、この契約に関し、貸渡人（以下「乙」という）が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第 2 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 借受人(以下「甲」という)は、貸渡人(以下「乙」という)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は使宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。